



環 評 審 第 4 号  
令和 6 年 7 月 17 日

沖縄県知事  
玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会 長 日高 道雄



石垣空港跡地土地区画整理事業に係る環境影響評価書の審査について（答申）

令和 6 年 6 月 17 日付け沖縄県諮問環第 5 号で諮問のあったみだしのことについて、別添  
のとおり答申します。



## 石垣空港跡地土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する答申

石垣空港跡地土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の対象事業実施区域は、国有地・県有地が大半を占める広大な公有地であり、土地利用について、市はもとより、八重山圏域の発展のための大きな種地として有効活用が望まれる地区である。また、南ぬ島石垣空港と中心市街地・新港地区をつなぐ場所に位置するとともに、高台にあり地理的に安全性の高い場所であり、県立八重山病院、石垣市役所及び石垣市消防本部が移転済みである。これら立地特性を活かした機能連携を図り、石垣市の防災拠点の形成や医療・福祉機能の導入を中心に、観光・産業分野と連携した都市機能の拡充を図り、多様な交流が生まれ、安全で、心地よく安心して過ごせる活力あるまちづくりを目指すことを目的としている。

本事業の対象事業実施区域は、石垣空港跡地であり、旧空港施設撤去工事や不発弾磁気探査等により、ほぼ全域が既に改変されていることから、植生自然度は低い状況にあり、ハイアワユキセンダングサ群落等の外来種草原やギンネム群落等の外来種植林、裸地が面積の半分以上を占めている。一方で、対象事業実施区域では、キシノウエトカゲやミゾコウジュ等の重要な動植物の生息・生育が確認されており、都市計画決定権者は、影響があると予測された重要な動植物に対する移動・移植等の環境保全措置の検討を行っているが、移動方法や移植後の調査の頻度が十分とは言えない。

また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）において、工事中の赤土等による水の濁り及び底質に係る環境影響評価が追加で行われているが、より具体的な赤土等流出防止対策や排水計画を踏まえ、予測及び評価を実施する必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項について勘案した上で、評価書の記載事項に検討を加えて補正し、本区域及びその周辺の生活環境並びに自然環境の保全に万全の対策を講じさせること。

### 記

#### 1 総論

##### (1) 事業計画について

###### ア 工事中の赤土等流出防止対策等について

(ア) 工事区域外への赤土等の流出を防止するための土砂流出防止柵・防災小堤及び暫定調整池の位置が示されているが、その他の赤土等流出防止対策（表土保護工等）に関する記載がないことから、具体的な計画を補正後の評価書（以下「補正評価書」という。）に記載させること。

(イ) 切土により発生した土砂の仮置き場所及び仮置き場所における赤土等流出防止対策について、具体的な計画を補正評価書に記載させること。

(ロ) 「工事進捗図」について、工事1年目に調整池が設置されているなど、工事計画との整合が図られていないことから、工事計画を踏まえ整合を図らせること。

###### イ 工事中の排水計画について

(ア) 暫定調整池設置時の対象事業実施区域西側からの排水について、最終的な排水先

(河川、海域等) やそこまでの排水経路を補正評価書に記載させること。

- (イ) 暫定調整池設置時の対象事業実施区域西側を除く範囲からの排水について、排水先となる対象事業実施区域南側の浸透柵の構造及び浸透柵からオーバーフローする可能性の程度を補正評価書に記載させること。
  - (ロ) 赤土等による水の濁りに係る事後調査において、工事中の暫定調整池の排水口におけるSS濃度が環境基準値(25mg/L)を超過した場合には、濁水処理設備設置の検討、施工方法の見直し等を行うとしているが、工事計画において暫定調整池の排水基準値が記載されていないことから、事後調査の基準値を踏まえた暫定調整池の排水基準値を補正評価書に記載させること。
  - (ハ) 調整池整備後の排水計画については、調整池と公共下水道の雨水管を接続し多田浜の海域に流下するとしているが、調整池への流入水や調整池からの排水のSS濃度に関する記載がないことから、補正評価書に記載させること。
  - (ニ) 供用後の雨水排水計画に示された対象事業実施区域の雨水流出係数(0.65)の設定根拠を補正評価書に記載させること。
- ウ 事業計画の変更や詳細が明らかとなったことにより、各種計画が変更となる場合は、変更後の計画を補正評価書に記載させること。また、環境影響が変化する項目については、再度環境影響評価を実施させること。

## (2) 環境保全措置について

- ア 陸域植物に係る工事中の環境保全措置として、重要な植物種の移植を行うとしている。移植は元の自生地に近い場所で行うことが基本であるが、選定された移植先は元の自生地から離れた場所となっていることから、移植先の選定について、検討した候補地を記載させるとともに、可能な限り詳細な移植先の選定経緯を記載させること。
- イ 陸域動物に係る工事中の環境保全措置について
  - (ア) 高い移動能力を有する哺乳類及び鳥類に対して自主的な移動を促すとし、移動の方向や手法等が示されているが、工事期間中は工事区域を囲うように土砂流出防止柵・防災小堤が設置されており、示された方向への移動が可能か不明であることから、赤土等流出防止対策の状況も踏まえ、種ごとの主要な生息環境への移動の方法を記載させること。
  - (イ) 対象事業実施区域において繁殖巣や幼獣・ヒナを確認した場合の環境保全措置については、専門家等の助言を踏まえ検討させること。
- ウ 生態系に係る環境保全措置について、対象事業実施区域の北端にバッファゾーンを設けるなど、工事中の騒音や供用後の照明によるフルスト原遺跡周辺の自然林に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減するための追加の環境保全措置を検討させること。

## (3) 事後調査について

- ア 赤土等による水の濁りに係る事後調査の実施時期について、梅雨時期及び台風時期

- を含めさせるとともに、具体的な時期及びタイミングを補正評価書に記載させること。
- イ 陸域植物の移植個体の生育状況に係る事後調査の実施時期について、移植直後として移植 1 か月後に 1 回の調査を行うとしているが、移植 1 か月後の 1 回のみ調査では移植作業の実施に伴う生育状況の変化を捉えることができず、追加の環境保全措置の実施が遅れる可能性があることから、移植後の活着が安定するまでの期間の調査については、専門家等の助言を踏まえ、調査頻度を高くするなど再検討させること。
- ウ 陸域動物（小型コウモリ類）について、対象事業実施区域北東側のヤエヤマコキクガシラコウモリのねぐらの位置における工事の実施に伴う騒音レベルは、現況の環境騒音レベル（昼間：46dB、夜間：42dB）と同程度としているが、定性的な予測となっていることから、事後調査により、工事中のねぐら位置における騒音レベルを把握させ、必要に応じて、追加の環境保全措置を検討させること。

## 2 各論

### (1) 赤土等による水の濁り・底質

- ア 暫定調整池設置時の対象事業実施区域西側からの排水について、最終的な排水先が不明であることから、答申 1 (1) イ (ア) で示された最終的な排水先における赤土等による水の濁り及び底質への影響について予測及び評価を実施させること。
- イ 実施された予測及び評価は暫定調整池設置時に関するものであり、調整池整備後の予測及び評価が実施されていない。調整池からの排水については、SS 濃度が不明であり、また、最終的には多田浜の海域に排水される計画となっていることから、調整池整備後の排水先における赤土等による水の濁り及び底質への影響について予測及び評価を実施させること。
- ウ 上記ア及びイの予測結果を踏まえ、最終的な排水先における動植物への影響についても環境影響評価を実施させること。

### (2) 陸域動物・生態系

- ア 対象事業実施区域北東側の洞窟をねぐらとしているヤエヤマコキクガシラコウモリに対する工事中の振動による影響について予測及び評価を実施させること。また、予測の不確実性の程度が大きい場合には、事後調査により、工事中のねぐら位置における振動レベルを把握させ、必要に応じて、追加の環境保全措置を検討させること。
- イ 生息域の分断について
- (ア) 工事の実施による生息域の分断による影響について、予測及び評価を実施させること。
- (イ) 供用後における構造物の存在による生息域の分断について、防災公園や緑道等の植栽帯の配置、用地の敷地境界沿いにおける高木植栽等の緑化を推進することにより、環境の連続性は失われまいとしていることから、当該措置が環境の連続性を確保し、地表を移動する動物が利用できるものとなっているか示させること。また、進出企業の実施する緑化については、生息域の分断による影響の回避又は低減が図ら

れるよう、進出企業に対して具体的な植栽の例を示させるとともに、進出企業がこれに沿った対応を行わない場合には、当該企業の進出前に環境の連続性を確保するための植栽に係る協議・調整を行わせること。

ウ 工事車両及び供用後の利用車両の走行に伴うロードキルの発生について、ミフウズラ等の昼間に地表を移動する重要な種に対する影響について予測が行われていないことから、これらの種に対する予測及び評価を実施させること。

### (3) 景観

県立八重山病院及び石垣市新庁舎を囲繞景観の調査地点として設定するとともに、対象事業実施区域内の景観区分を設定した上で、景観要素の状態の変化による囲繞景観の普遍価値と固有価値の変化の程度について予測及び評価を実施させること。